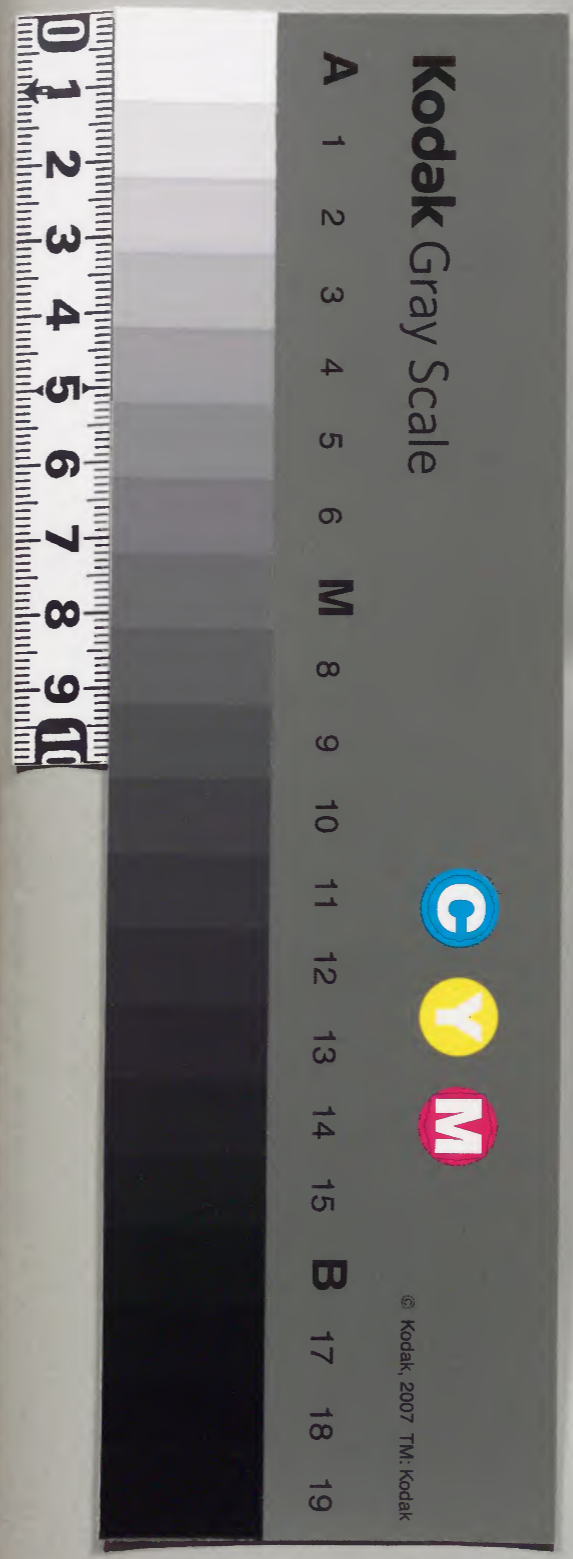


25

寛永諸家譜

清和源氏丁九冊之内
頼光流

内閣文庫	
番號	和 20199
冊數	186(25)
函號	特 76 1





土井

菅沼

寛永諸家系圖傳

清和源氏

丁三

頼光流

土井

始と土居水号寸利勝

土井とありたし

● 頼光

橋津守

淺草文庫

頼圓

正四位下

左衛門尉

圓房

伊豆守

正四位下

陸奥守

光圓

出羽守

左衛門尉

久安三年 卒 年八十五

光信

出羽判官

光基

五位下

左衛門尉

光衡

丹波守

左衛門尉

号 号 号
たつめ 英 浩 一 伯 一 七 古 俊 也

光行ひかり

出羽守

土波判官とぎのえん

實朝將軍まね 實朝まね 將軍しゅん 女め 氏うぢ 子こ

光宣ひかりのり

隱岐守おのぎのしゅ

五位下

教貞しやうけん

伯耆守はくきよのしゅ

定親さだちか

孫太郎まごたろう

師親ししん

原次郎はらじろう

師實ししつ

原次郎はらじろう

賴繼らいけい

土居快理亮どいのかいりりやう

貞秀

土居遠江守

此同中絶

利昌

甚三郎

小左衛門尉

利勝

甚之郎

大炊頭

遠別濱松守

幼少の時

東照大権現より之なりて御りし

同作

台徳院敵御誕生の時利勝七歳

〜

台徳院敵より之なり 御幼少のあひ

つ孫より出御入所乃時所をたひ

身取より後駿府京都江戸のあひ

費をこたへ守勤仕

慶長七年下総國小見川みみめぐ一万余
の地を併飲す

同十年

台徳院敵御上洛將軍宣下せんげ此時利勝

供奉いふ此時位五位下に叙せり

同十五年の春小見川をあらたに築く

下総國佐倉の城をたまたり御加増

ありて三万二千四百石餘の地を飲す

同年

台徳院敵田原めぐ御指さしの時供奉

同年八月利勝

台徳院敵の涉使しやくしせりて江戸より駿府すまふ

おろしり時とき

大指現より紅嶋べにじまの國府くに府衛ふゑの御業入

とたまりしり作しやくけりハ利勝江戸めぐ

將軍の左右さゆうちりくはるゝとハ諸大名と

いふ念ねん是こゝ一いっ是こゝみより只ただ今いま此こゝ涉業入

を下りしり

因十六年

台德院敵利勝が兵戸の館に 流御あり

同十七年利勝沙使^云して駿府より

おしりく河

大権現よりと黄令一千支をたまひ給

頃年采地の沙加糖ありく四百六十石

と領すおしり河家の政事ありごとよ

利勝あつらさきうすとりふるり

同十九年元和えの^{大坂}支度の中陣

の時利勝供をよけとあ沙旗本にありて

昼表顧問よあ川を沙河陣以後あ采

地の沙加糖をたまつて六万五千二百石^能

元和二年

大権現御不例^{ふれい}あり

台德院敵兵戸より駿府におしりきたまふ

時利勝供を 御不例のあり

大権現たびく利勝をよけて御遺^{おのこ}の

事ありすまらちその旨^{しめ}を又

台徳院敵一云上す 作といもく迎軍
法の次第をみる狭袍を以て先とす
つぎは弓と次ハ銃其次を騎馬なり
志れ此色定傷といす一守狭袍
弓といく先とす一守次ハ騎馬なる
包一銃といくあり一たを
あとい右右といく一先とす一取
阿つめく別みを行人を悉てそれ
下知を待べきならぬといふや

吾百歳の後此事を以て

將軍ふつげく議定とす一とのなまふ

同辛巳月十七日

大指規薨御沙遺を以て依り奉り今

駿河久能の山中におさめを於迎長
本多上野介正純 松平右衛門大夫正久
板倉内膳正重 昌秋 元祖馬守泰助
伊守寸時 利勝

台徳院敵の御代として志すべし

尾張大納言義直卿の使若成康集人
紀伊大納言頼宣卿此使若安後常刀
水戸中納言羽房卿乃使者中山後常吉
おきくきこふ見えくきこひし乃
佛遺之みくなら此外他人山
中に來る事とゆふと

け時諸大名駿府より同作と或令
けるハ此度該大名を江戸におし
あめく来年西國の所い申候とたま

と終へきしと申けしは

台徳院殿に儀をもちいたまはし
後府よりとくに西國とくきの申い
たまはししは利勝 仰せつけ
たまはししは 物命のおもひきをつけ
これに諸大名みな感候しと西國す

同三年

大指現の御廟を下野國日光山
うアアたまはし時利勝 仰せ候

神樂よまたびなり久能山より日光
山よりなりて路次を經て固す曰何

十七日

台徳院敵日光御登山一周忌此沙迦福
あり是より後日光へ 流御の由き
利勝殿度供をよけ也

同奉

台徳院敵沙上洛の供を此何朝鮮國の
信使來朝して洋礼を利勝亦その

事をやらせしむこれより後朝鮮
の信使來朝のたびおきり利勝
等それ事ふあけに彼國の奉行
礼曹亦書簡をよびし故地乃方物を
よけ利勝も又返簡をつくり
贈答の品物をよす

同五年

台徳院敵沙上洛の何利勝供をす此
たび福嶋左衛門大進正則罷あつ

安藝備後兩國を没収せしめて信濃
ふらうさる時又 上使を安藝國へ
つらうて被降せうけせしむ

同六年

右徳院殿の涉むすめ 女御の宣方
御母りたまひて涉上洛御入内の
時利勝酒井兼左衛門同
供奉寸利勝綿二百把銀錢一貫文
と 女御小歎ど此と 勅して成綱の

御太刀とたまひ給ふ傳養廣橋大納言
益勝之條大納言實條勅使らう又
女御より貴合らうびり涉衣をたま
ひ給ふ 女院より又時服をたまひ給

同九年

右徳院殿

大納言殿涉上洛の時利勝供奉此と
大納言殿征夷大將軍に任す

寛永三年

台徳院殿

將軍家沙上洛の時供を七月二十日勅
して董家之十をたまふ利勝を又進
物を就とけたび

台徳院殿の沙執養より八月十九日
位下位下に叙せしむ九月六日二條の
城へ行幸の時利勝亦諸事を兼行
す其外別々 仰せうけたまはらる
酒井將永次忠世とおる
仲家

女院の沙方饗養の事をはるす
此時忠世利勝侍候に候ども此勅宣
あり

台徳院殿御辭退ありと
勅

台徳院殿御辭——たまふ事ありと
あ人々 命——く任せしめたまふ
計時利勝銀子より越前綿襦
燭等を 禁裏中女院に献

こまを謝しをふ又 勅して薰物
十合をたまふ 申文を又 繡珠二十
巻なりしびり薰物をたまふ

將軍家江戸御本丸めく 沖倉肩衝

の沙茶入をたまふ

同六年八月廿八日

お軍家利勝が館より 後御の時銀子

五十枚御給ふ十枚令毒正家の御
脇指を御給ふ利勝し又 繡珠百端

平子令二十九枚文字の沙腰物長光の
沙脇指長光の沙太刀を秋と

九月二日

右徳院敵利勝が館より 後御の時英令

五十枚沙腰二十枚大内正家の水脇指
を御給ふ利勝し又 繡子五十端平子
令二十九正家の沙腰物備前正恒乃
沙太刀を秋す

同七年 當今御即位の時利勝

台徳院殿の御使々々

お軍家の御使酒井雅永頼忠世とあり

く入浴してこれを負へたり越前綿

石把幡楊之石挺進鉄寸具儀おら

後利勝忠世と曰く院泰く

御太刀馬代を鉄く又四母の沙面

何作して衣太刀馬代を進上す御

中御門大納言宣衛阿野中納言實頼

院使々々て平盛年たけのくにの沙太刀寮しやうの

麻色の沙馬なすびは沙薰物と下

さぶの方かたを御利勝す又沙太刀

巾薰物を治載と沙馬さばの舎人しやうにんこれを

て利勝が宅うち又身みりり利勝よさば

く此時四母よつははく口くちも又沙薰物水服みづくみ

をたまら又別わかり沙忌用さよもち乃沙衣さゐ

御つと下りる利勝りかつ参内まゐりして

御太刀馬代みたてうましろを鉄寸てつすん勅ちやくして沙薰

物をたま

其法安度和川の沙加増ありて十
四百二十石を飲む

同九年正月

台徳院敷御不例の時利勝今も
將軍家より入を飲へきの 仰をかり

御り沙本丸へおろして

將軍家をおしちり進物を献む

同月二十四日

台徳院敷敷御沙遺之へおろして増上寺

ふおふあをふこれより以後御年忌の
法事なむびみ増上寺造業修理の
奉利勝たびくこまを奉行す

同十年

將軍家の仰みより御依念を阿らためく
下総国古河の城よりつらつら一万八千
石の沙加増ありて都合十六万石を
領と此内下総下野の内よおろく
十四万五千石に別の内めて一万五千

石をたまたふこせしむる以後

將軍家日光沙叅詣御次の往還

利勝よりびよ子利澄右河小山より

おめて饗食進を献す

同十一年

お軍家御入浴の時利勝供奉

同十八年八月三日

竹子代君沙誕生同九日沙七敷の祝

儀として利勝青屋長光乃沙

刀久圓の沙賜物を献じて祿

を於此日

將軍家の御女御て幼子八物七物

虎物

竹子代君小侍人等

元政

旧茂允 利勝の家臣

女子

之浦志摩守正次が母

女子

朝倉筑後守の妻

利隆

幼名松丸 遠江守 武列 江戸に生る

寛永七年十二月六日没 位下

叙す

勝政

竊千代

早世

利長

八助

利房

七助

虎之助

女子

牛馬を改守の妻

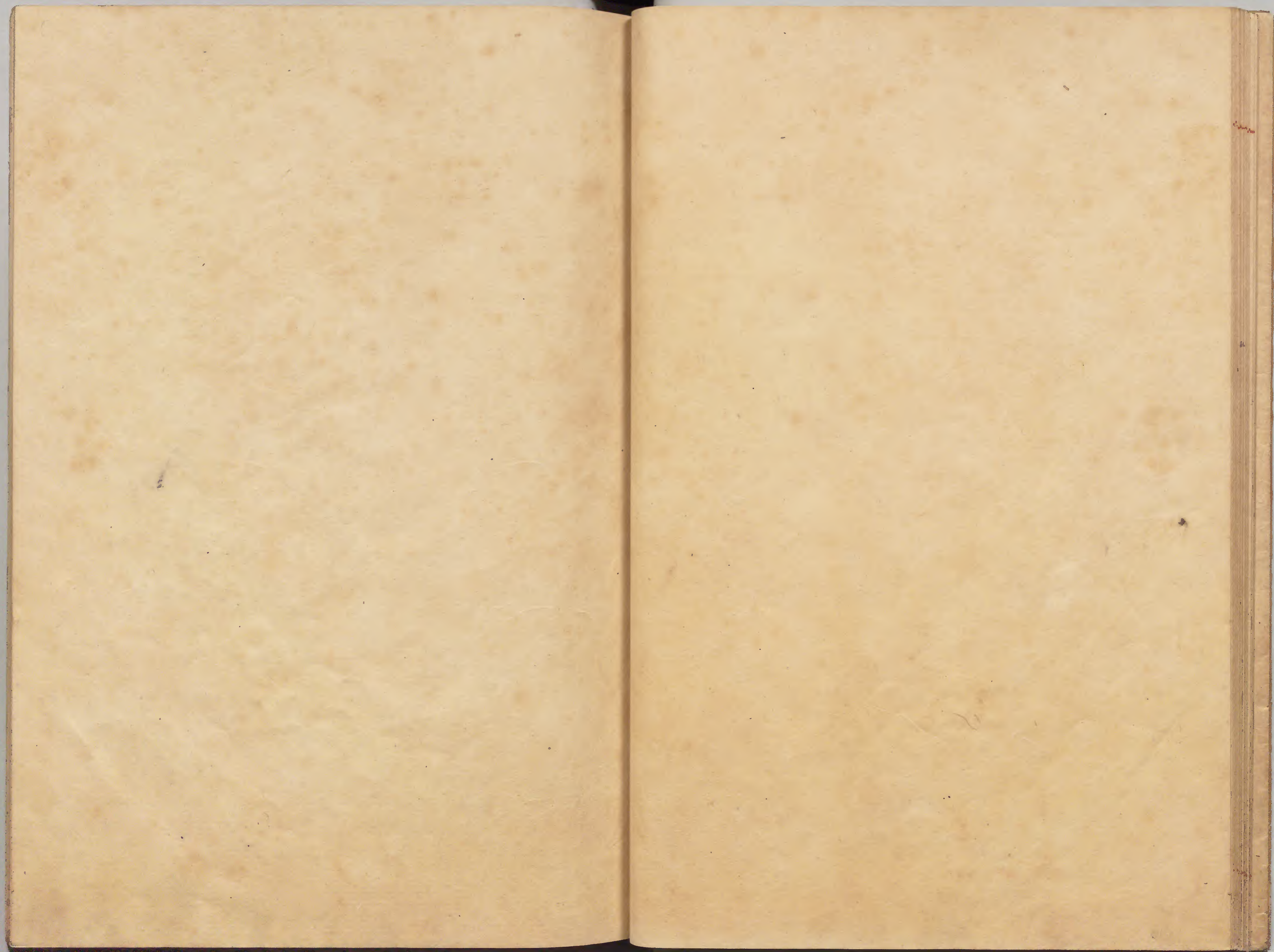
女子

堀兵部少輔の妻 子助母

家紋水車

初ハ横木凡ふると之ども利勝

ありたぐく水車とす



清和源氏

頼光流

菅沼付田中

頼光の後胤土佐の彦流なり

中ころ英徳の國より之別よ

うり額田北郡菅沼の里

居候と

● 某

新三郎

信濃守

之別 額田の郡 菅原の里を 領す

某

新三郎

大膳 左衛門

法名 心月

某

新八郎

法名 不毛

三別 野田の城より 領す

某

新八郎

織戸正

佐下 同 正

弘治二年八月四日 三別 畠山よ おめて 付死時 三十六歳 法名 道雲

某

次郎 右衛門

廿四之別

らぐめ今川家よりはく遠別井
伊谷より伯と

永禄八年三別ことごとく

東照大権現へ属しそまつるに
を別いませ命にそまつるに
年ひさし

大権現次郎古束の甥新八郎定盛
命にそまつるにそまつるに
とけり菅沼二郎古束の近者

石見於本より大丈右の人所
属せむと案内者そ先
井伊谷よりおじまき遠別へ
おづいありてりか
あゝの恩賞有べきのひひね
所判をたまひするに定盛と
つとと此に成らんと

大権現に成成ゆりたまひ同十一年
十二月十二日所判よりびり誓詞

よふまへに其書の初小いしく

今度安之人の池邊井伊谷前
遠州へ一井もくも本管也物更
取く出並知行分事永言
遠為不入技物平若長甲別後
知行分ぬ何極く平根元進退
引無見教中間也その外は
不及申は 依物言何あり

永禄十一年十二月十日家康

菅沼次郎右衛門尉

近衛石丸守貞

於下ろ太史あり

今度就遠州入官先安之人の忠告
井伊谷前今案内可引出し由
感懐く至也その上及忠告行る由
並知行事

- 一 井伊谷前職新知行事
- 一 二股左衛門職一各々の知行事 六百貫文あり

一 高園たかその曾そ子し方かたより 一 高たか梨り

一 氣け候あ々の心こころ 一 かんまの心

一 かんこく橋はしつめまて 一 山田

一 川かわ合あい 一 かわたし

一 酒さけ飲のみ 一 野の色いろ

一 かんさう 一 かんまの心

一 人ひと見みの心こころなすこびぬ新あらた橋はし小こ沢たに邊へ

右みぎ邊へ書かきく分ぶん何なにも為なす不ふ入い無む

お連つら承たが為なす私わが飲の出で重おもき也なり再また

於おき此この地ち田た原はら之の百ひゃく貫貫文文可か也なり並なら考考也なり

井い俣は谷や飲のみ外あはけ書かきく内うち敷敷

千ち貫貫文文紀き印いん地ち之の並なら也なり最も自みづか甲甲

別わかれ何なに極たぎ々の事こと本もと々々起おこ信しん文文

申まを宣のたま上うへ名な進すす退ひけり中ちゆう理り無む

相あ遠とほ下した出で並なら也なり之の上うへ縦たて何なに方かた成なり

成なり伊い極たぎ々の先まづ判はん取と出で

並なら也なりお此この上うへ名な相あ連つら有ある也なり

也なり委あ細こ名な管かん根こん新あらた八はち節せつ方かた常じょう也なり

也四抄件

十二月十二日 家康

菅沼清之助

在彼石見守

於小倉守

定盈又別一誓詞一書を以て
御書よりあひそくを發給木
より尚書中の文を以て誓
よりお月世出さるるのひら

川よりなまきのしるまのせ
定盈よりびり今泉河系延傳
か判めて是をなす所は古傳ハ
其一族よりたしむる書りのせと
三人井伊谷より忠告あり故なら
それより後

大橋規沙出陣のしるまのせ

供事してあはく軍四あり

井伊谷三人を井伊兵部少輔直政

了にけり
天正十年死す 如意行と号す

某

次郎右衛門尉

中園遠別

天正十二年長久寺陣のとき
井伊兵部が捕ま政そよりあり
て敵よりちとちと首をぬり

同十八年小田原陣より 政俊

りありて藤曲輪よのりあり

二高右衛門殿よりあり

孝長五年関ヶ原陣の時あり

そより属して参向す

同八年十月十日武列して死す

三十八歳 内意道秀と号す

勝利

次郎右衛門尉

中園上野

寛永五年父とおろしく井俣政
了屬して依和山より勢ひとて
とて幼少ならぬとて並政より中
ことたりて戸一戸一
台徳院敵へめ出さるる涉切兼を給
大坂支度の涉陣は徳守と
元和二年
台徳院敵の命めよる
將軍家へはくそまらる

同四年涉切兼をあらため知初と評
依と
寛永七年武列を死と三十七歳
相若宗格と号す

勝次

七く船 次郎右衛門尉 廿四武列
寛永七年父勝利死との後始り
よめて遺詔とす

同年

將軍家一ツかゝりて小普徳の沙役
とけとむ

定盈

新八郎

織部

野田の城

永禄四年

大指現今川氏真と不和なる時

東之河の諸あまさうひおほく氏あまより

属あまとてりども定盈ハ

大指現可属一たてまつりて野田の

城あまありあち氏あま真まことこそをいりて野田乃

城あまをせりんとそ伊い賀がの國くにに物もの見み能よ

そのをほかりて志こころのびて城あまをせん

と寸二陣いんハ之河このの諸あまさうひならぬ

中ちゆうり物もの見みの兵士へいし城あま中ちゆうりせめり

隊たい中ちゆうり物もの見みの兵士へいし城あま中ちゆうりせめり

をひりてかゝりてをまもりし

一 和をこふ城申兵すくたき可
 一 城をこして定置ハ置橋りゆ
 一 其河と一氏其駿河の兵をこして野田
 一 の城をまもりしこは後定置ハ置橋りゆ
 一 うめひして兵をこししはあり野田の
 一 城をせめとりてこれり兵す

同年七月廿四日

大指定置ハ置橋りゆ新地井

一 心をこししは野田書り

- | | |
|--------|-------|
| 一 復永 | 一 塩谷 |
| 一 矢部所山 | 一 吉田 |
| 一 宇利 | 一 八名井 |
| 一 書父 | 一 赤く筒 |
| 一 多米高 | 一 長山 |
| 一 小倉安方 | 一 石田 |
| 一 得貞 | 一 河田 |
| 一 いるま村 | 一 河村 |
| 一 橋尾 | 一 麻中田 |

一 三橋^のに
一 宮地^のに

一 東条^のに

右^の為^に沙^の本^の地^のに^の系^の不^の有^の相^の遠^の
新^の地^のを^の但^の先^の判^の柳^の石^の可^のと^の美^の也^の
昔^の也^の仍^の如^の此^の也^の

松平虎人依

七月廿四日 元康

菅沼新八郎受

同八年之別ことごとく沙^のを^のみ^のつ

大指^の理^ののお^の付^のせ^の又^の遠^の別^のハ^の敵^の國^のなら^のい

ま^のし^のれ^の又^の属^のせ^のと^のと^の定^の盈^の一^の仰^の

て^のち^の一^の一^の宮^の盈^のと^のち^のこと^のを^のめ^のら^の

一^の菅^の沼^の次^の郎^の右^の左^のの^の近^の友^の石^の見^の書^のと^のし^の

と^の郎^の右^の左^の之^の人^のと^の案^の内^の者^のと^のて^の井^の伊^の谷^の

に^のの^の城^のを^のせ^のめ^のお^のと^の一^のと^のれ^のら^のと^の本^の坂^の又^の

い^のち^の刑^の部^のの^の城^のを^のせ^のめ^のと^のら^のて^の家^の老^の若^の沼^の

又^の右^の左^のの^の一^のと^のま^のと^の一^のと^の又^の濱^の松^の一^のと^の一^の

城中火入りて没落ぬるを書きて
て此の心を

大指規へ言上しけし酒井左衛尉忠次

をけつて濱松の城をまもりし

しと

大指規其忠義を感して領地を定置

たしとる御書ありし伺し

今度忠義付る遠別本地川谷

并言那之相違可成し此上は

棟別十二府諸役為不入り
之將又為新地自河西に
東に千貫文可成し上
有る者也先沐
委細今衆
仍此件

十二月十日 家康

菅沼新八郎

元龜元年姉川合戦の時定盈ハ時回
の城をまもり家老今泉延傳を戦場
よおのじりし

同三年味方京合戦ことをりて後
武田信玄三百五十の兵を引ぬる時
田代城をこじ定盈是をふせし時

大樽現より時自筆の書と云ふは其の
おのじきにいしく七日のちり
沙うしる後ありまのるさうらう

城をまもりしと云ふ

大樽現沙うし後まきしとて時回の
龜笠頭山一陣をとりたまふ志を
信玄大軍ゆあしくおとあつすこの
城をまもりしに場じりなりし款竹
をにけしとて城をまもりしを合
を塚中へかき入て城やうり殺す
をかりしりてせめ入としとて定盈
をふせし十二月より翌年二月まで

つねにわたりて守志の道をも歌ふ城壁
をほらりて水道よとらんとして故
城中央よりくまりて士卒湯の
のそむいし書をよめせ

大指現一歩一歩進んで後任言ふに
ていしと城中水つとく士卒湯を志ふ
称がくは定盈一人自殺して城中の士卒
をすつんと後任言をゆりすとすり
定盈自殺のしめ城をいけりよ信言

ひそくに是よりかひして定盈よとく
長藤の城よりおち

大指現一つひよめ川とくゆるは山家こ
おの大質をきりて定盈よとんと

大指現こそをゆりてたすひ二千騎の兵
を相とく人質をなくらたすよ信言も又
二千騎をおりて定盈をなくらりて川中
例におわくたすひは是をとりつす
定盈よとくは母田の城より後

山家三方とハ籠子七條駄峯之
下ノ城自なつちぢめハ

大指現リ了こびひそまうらて後リ
う後ごを信玄一通どこれめら

大指現其妻子をくまきたまふを
け時を妻子をくして定盈はつて

勝頼之河一出法の時定盈取書を
母田の道過りかましくはをせ

時

大指現のお月せり取書をせりた

本城をまもりと此時勝頼山家こ
方のものを案内者してすみこ

定盈いどみだりく款をうちせり事
救十人定盈が家人を又救十人

付死とけり越後長尾道徳の書
を定盈りし其具詞めいし

内々口母心許を定家康の友
使休可有入鬼中承の依く無二

無之可下子細以誓伺中合し可
然根演説任入道の宣敷をこらに
彼並物骨くゆを以難に何根於ゆ
方他以有らあはて心易作程彼
て有之也裏いしてゆ

八月朔日 謙信

貴派新八郎あ

進る甲兵出張く細於る表彼袖
我切中感入

天正三年長瀬沙陣の時酒井左衛門尉
忠次らみよて喜築此城をせめら
首あましうらぬ

同十年

大指規甲別新府り入仰の時供を
同十二年小牧沙陣の時おほせよら
尾別要害の地をまめらる長久の合戦
の時八家長堀田備中於る合左衛門を
沙羅也へはつす友人なる敵を

うらとらて名を河々りす

大権現是を感了たまふ

同十八年小田原沙陣の時供を

受長五年岡ヶ原沙陣の時ハハ

沙陣の留守番をけり

同九年七月十八日勢別を為りて

死す六十之歳

定仍

新八郎 志摩守 延五郎下

勢別長徳の城一居候す

岡ヶ原沙陣の時清河奥國寺の城并

府中安下の沙番をけり

受長十年十月五日死す三十歳

定成

白膳

二十八歳にて死す

定芳

左道 織部正 中園三列 野田

長十一年 野田長徳の城を惣領
同十三年 尚井伊候守つゝあり
園をのぞく 七月 井伊右近 本多中務
少輔 松平 栲 津守 明 くに 教 向 して
伊候の上野の城を 徳 取 八月 定芳
大垣の石川氏とおもに 人 救 せ 川
わく 上野の ありき こと 又 よう して

城をもし 尚 後 友 和 泉 守 高 虎
伊候の園を 洋 領 して 九月 下旬 入 園
を 定 芳 上 野 の 城 を 高 虎 よう して
久 留

十四年 長徳大水

大樽 現 ころ ころ あり くれ くれ あり くれ くれ あり
二千石 あり あり あり

同十九年 二月 廿七日 長徳 下 下
叙 織部 正 下 下

同年大坂陣の時定房供養して
彼前橋より陣をもち竹葉とついで
仕寄す所

右徳院敵より大筒の鉄炮救援を以て
定房これに誘われ前より大筒を以て
城の壁槽敷十ヶ所をうちやぶる

右徳院敵大坂より伏見へうつりたまひ
て定房よりて黄令二十枚を給う
翌年大坂再乱の時中多兵衛忠政

くみあゝ大坂より發向し大和にむかひ
五月六日大坂の將校友又兵衛藤田維久
井と小丸等と大りたつて勝
利をぬらぬ此時定房が命は菅原
指右衛門井と小丸清のを討ち同日
天王寺に向てせめ入敵大り敵を
首をこぼりこと百餘級
元和六年長橋又洪水
右徳院敵の事よきことついで八百十

五百石より一びり黄令二千両を給
同七年長嶋を河くさめ江別腰下の
城よりつち守地一万石のか塘を給給

同九年

台徳院敵御上洛の時腰下の城より
おめて御腰を鉄寸時り令銀紋
眼を流飲寸

寛永三年

台徳院敵

將軍家御上洛の時腰下りて沙腰を
鉄寸流飲前て

同十年腰下大洪水時り

將軍家より白銀之百貫目たまつら

ふきつす

同十一年

將軍家御上洛の時腰下り二枚巾這留
の同御腰を鉄と定号を沙前
り出され志津の巾脇指を給

合根紋服をさまたせ
同年七月膳下をあらためて丹波亀
山の城をすまはり又一万石の所が
増を相飲せ

定武

修理亮 二十歳を死せ

定官

田中白虎頭 生國武別安保郷

田中氏小也 一とらうこれより

田中と称せ

孝長十一年六月了出され

名徳院殿よりつとそまらり所遊習

となり

同十六年正月五位下より叙せ

同十九年大坂御陣の供をす

翌年大坂再戦の時五月七日天皇

寺曰くおひじまを歌ふらら
其首をゆらこの時鉄絶り
何よりて幌をぬく
元和八年十一月作ぬらて田
久兵衛を真の養子となりは列
野洲郡にて一万石之別田原を
五千石上野新田を五千石部合
二万石を賜ふ

同年十二月信よりして御小好改

となり

同九年九月十八日定官が絶之宅
友と節罪せしめて回一絶を
才之節御勅氣をかうし定官
と絶はらりしよりして御勅氣を
かうして二万石の領地を
あげらる

同十一年六月御赦免ありて七月
報白

右連院敵のおほせよる

將軍家一ツツつき御書院番を

つとむる後継しらとなり

寛永九年四月御書院の番改を

治せしむ

日十年四月安房上総のうちに

おぬくみ千石をもちたり

女子

本多縫殿助妻

女子

酒井与九郎妻

女子

坪内也之助妻

集

翁助

寛永十八年四月廿八日七歳にて
將軍家を流したてまつ

定昭

た近

寛永十七年十二月廿九日
五位下に

叙した近將監下候と

定法

近水法

定順

白税物

女子にょし

小笠原こがさわら氏うぢ部ぶのの補ほ妻つま

女子

家紋いっのゑ釘くぎ貫ぬき

果

果

大膳

之別
新
城
了
居

菅沼

某

大膽

牛回之別

某

織部

某

十郎兵衛

信濃守

牛回之別

母ハ水野下守信元母同

今按むらり信元母ハ菅原

氏小娘一十郎兵衛を母のちり

水野氏一ゆきて信元等をうじ

永祿のほめよ

大指現りつゝ

大権現山家三方をせんがけして

懸川の城をせめたまふ時敵兵

るよりこそをこじゆ味方勝利を

うなひり小信濃守馬をもらせて二の
曲端までせめりつゝはねり兵を

ま川よりそへし

今川氏共物見を之別新堀堀山

へ出ど時信濃守よりつゝ小糸が兵

珍本基兵衛をうちとる菅沼伊賀を

又松井兵右衛門をうり

氏真が兵之別新堀をせりり也紀

信濃守敵兵金川孫八郎を討とる

氏共之別新堀守田をせりり時信濃守

徳と入相とふ敵敵北と

武田信玄が兵之別新堀守田をせりり

して兵をかせし時信濃守と

菅沼孫八郎守田をせりり

矢をんちらむしとふゆ敵つねみ

川よりせり

元龜之年三方原合戦の時信濃守

なびり子定吉伊賀を

霄敷うらに敵をたふし居さうりよ
かれハ

大権現こせをゆるしたまふすまらるる
兼敵をせりして勝利をたうら此時
の費よりもと古川村塩沢村鳥原村
竹脇村そつ川村をさまたらう
安長九年死と 法名津幽

定名

越後守

大権現

台徳院敵りけくそまらう

大権現駿別田中の城をせめたまふ時

定名鷲坂長九郎とおろし進で

川をう先づけをりす時鷲坂この

時討死す

天正二年長篠合戦の時定名敵を

うちとりて其首をたうら

同十二年長久手合戦の時定長首三
級をくらり家人富田又十郎并其
子原十虎も又首をぬり
長久手合戦の時定長首三
級をくらり家人富田又十郎并其
子原十虎も又首をぬり
長久手合戦の時定長首三
級をくらり家人富田又十郎并其
子原十虎も又首をぬり
法名澤空

定俊

十郎

廿四回

名徳院殿よりつとてまつる

元和五年三十歳を死す

法名澤空

定則

忠左衛門

廿四回

名徳院殿の時時よりつとてまつる

定信

十郎

廿四回

將軍家へつとてまつる

定政 さだまつ

後十郎 ごじゅうらう

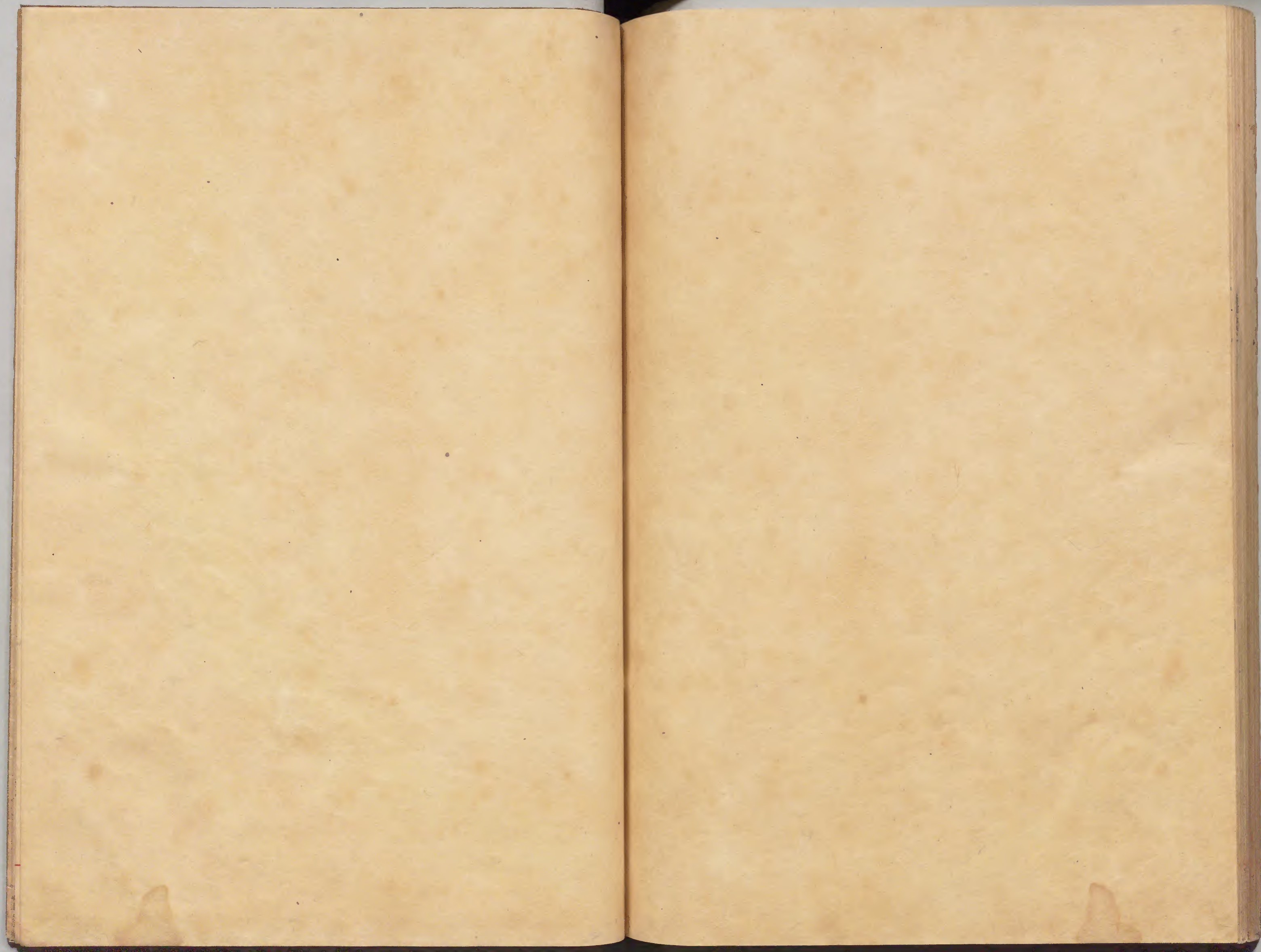
將軍家より侍之りてまゐる

定勝 さだかつ

新二郎 しんじろう

將軍家より侍之りてまゐる

家紋釘貫 いえもん かなんぐわん



菅沼

果

之五郎 中園之別野田

大指現了 此之

是年六月有病死 歳五十六

政次まさつぐ

之五郎

生國遠別なまくにのり

右陸院殿小つゝみぎのりくゐんどのこつと

寛永十年十月死年五十九歳

次晴つぐはる

之五郎

生國武藏なまくにむさし

家紋釘貫いへのいん

